



相談コーナー

子育てに関する相談は
5ページをご覧ください。
小郡市役所 ☎72-2111

小郡市消費生活相談室

契約トラブル、悪質商法被害等の消費者相談を受け付けます。
日時 毎週月・火・木・金曜日 / 午前9時～正午、午後1時～4時
会場・問い合わせ先 小郡市消費生活相談室(市役所南別館3階) ☎72-2111 内線144

心配ごと相談

暮らしや家庭での問題など、さまざまな悩みや相談に応じます。
期日
一般相談 10月2日(木)・16日(木)・30日(木)
弁護士相談 10月9日(木)・23日(木) 弁護士相談は予約が必要です。9日の相談は2日(木)、23日の相談は16日(木)の午前9時から電話受付、先着6人。
時間 午後1時～4時
会場 総合保健福祉センター「あすてらす」
申込・問い合わせ先 小郡市社会福祉協議会 ☎73-1120

交通事故相談

日時 10月7日(火)・28日(火) / 午前10時～午後4時
会場 市役所北別館第2研修室
問い合わせ先 総務課防災・庶務係(内線244)

無料調停相談会

日時 10月6日(月) / 午前9時30分～午後3時
会場 久留米商工会館(久留米市城南町15-5)
相談事項 民事問題(土地・建物・金銭貸借・交通事故・農地など)、家事問題(婚姻・親子・扶養・遺産相続など)
相談員 民事調停委員、家事調停委員、弁護士
問い合わせ先 久留米調停協会 ☎38-8300、☎32-5387

養育費の電話相談

母子家庭のお母さんや離婚協議中の人を対象に養育費の電話相談を行っています。
受付日時 平日 / 午前9時～午後4時
相談先 県母子家庭等就業・自立支援センター ☎092-584-3931

家庭児童相談室

児童(0～18歳)の健全育成と児童福祉の向上を図るため設けられています。お子さんについての心配ごとを家庭や学校、地域社会とのかかわりの中で考え、解決のためのお手伝いをします。専任の相談員が相談に応じ、内容によっては専門機関等への紹介をします。秘密は厳守します。
相談日 月・火・木・金(祝日を除く) / 午前9時～午後4時
会場 市福祉事務所内家庭児童相談室(市役所東別館)
相談は来室を原則としますが、電話でも受け付けています。
問い合わせ先 福祉課児童家庭係(内線445)

行政相談

行政の仕事や特殊法人の仕事について、苦情や要望をお受けします。
日時 10月6日(月) / 午前10時～午後3時
会場 市役所北別館第2研修室
問い合わせ先 総務課防災・庶務係(内線244)

法の日司法書士法律相談

相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者相談、借金などの多重債務問題、訴訟、成年後見など、お気軽にご相談ください。
日時 10月4日(土) / 午前10時～午後4時(予約優先)
会場 久留米市役所3階(久留米市城南町15-3)
予約受付期間 10月2日(木)まで(土日祝日を除く午前10時～午後4時に受付)
申込先 福岡県司法書士会事務局 ☎092-722-4131
相談は無料です。なお、電話相談も行っています。上記電話番号までおかけください。
主催 福岡県司法書士会

法の日週間無料相談会

日時 10月9日(木) / 午後1時～4時
会場 筑後弁護士会館(久留米市篠山町)
受付 10月2日(木) / 午前9時から受付(定員50人)
申込先 筑後弁護士会 ☎32-2638

特設人権相談

日時 10月17日(金) / 午前10時～午後3時
会場 人権教育啓発センター(旧健康センター)
問い合わせ先 人権・同和对策課(内線432)

教育相談

日時 毎週月～金曜日 / 午前9時～午後5時
会場 教育センター内教育相談室(旧宝城幼稚園)
電話番号 フリーダイヤル ☎0120-73-7867
問い合わせ先 教務課教務係(内線512)

婦人母子相談

DVや母子家庭の悩み、また母子家庭の母、児童に対する就学支度・修学資金などの相談を受け付けます。
市相談日 月・火・木・金 / 午前9時～午後4時
9日(木)までに予約した人のみ12日(日)午前9時～午後4時の相談を受け付けます。
会場 市役所東別館福祉課(12日のみ総合保健福祉センター「あすてらす」) ☎72-6666)
申込・問い合わせ先 福祉課社会福祉係(内線442)
久留米保健福祉環境事務所では月曜から金曜まで女性に関する相談を受け付けています(午前8時30分～午後5時15分) ☎30-1072

身体障害者補聴器相談

日時 10月1日(水) / 午後1時～2時
会場 市役所東別館福祉課
問い合わせ先 福祉課社会福祉係(内線442)

無料法律相談会

日本司法支援センター(法テラス)では、弁護士または司法書士による無料法律相談会を開催します。
日時 10月2日(木) / 午後1時～午後4時(1人30分程度)
会場 総合保健福祉センター「あすてらす」
対象者 資力基準(収入や資産が一定の基準以下であることを満たしている人)
内容 民事・家事・行政に関する相談 相談は無料です
申込先 法テラス福岡民事法律扶助係 ☎050-3383-5502